

規制の概要

特定毒物使用者(法第3条の2第5項)

特定毒物を使用できる方及びその用途は、毒物及び劇物取締法施行令により定められています。

関連条文

法第3条の2

- 施行令第1条(使用者及び用途)
- 施行令第11条(使用者及び用途)
- 施行令第16条(使用者及び用途)
- 施行令第22条(使用者及び用途)
- 施行令第28条(使用者及び用途)

法第3条の2

1、2 略

3 特定毒物研究者又は特定毒物を使用することができる者として品目ごとに政令で指定する者（以下「特定毒物使用者」という。）でなければ、特定毒物を使用してはならない。ただし、毒物又は劇物の製造業者が毒物又は劇物の製造のために特定毒物を使用するときは、この限りでない。

4 略

5 特定毒物使用者は、特定毒物を品目ごとに政令で定める用途以外の用途に供してはならない。

6～11 略

施行令第1条（使用者及び用途）

毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第3条の2第3項及び第5項の規定により、四アルキル鉛を含有する製剤の使用及び用途を次のように定める。

- 一 使用者 石油精製業者（原油から石油を精製することを業とする者をいう。）
- 二 用途 ガソリンへの混入

施行令第11条（使用者及び用途）

法第3条の2第3項及び第5項の規定により、モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の使用及び用途を次のように定める。

- 一 使用者 国、地方公共団体、農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び生産森林組合並びに300ヘクタール以上の森林を経営する者、主として食糧を貯蔵するための倉庫を経営する者又は食糧を貯蔵するための倉庫を有し、かつ、食糧の製造若しくは加工を業とする者であって、都道府県知事の指定を受けたもの
- 二 用途 野ねずみの駆除

施行令第16条（使用者及び用途）

法第3条の2第3項及び第5項の規定により、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤の使用及び用途を次のように定める。

- 一 使用者 国、地方公共団体、農業協同組合及び農業者の組織する団体であつて都道府県知事の指定を受けたもの
- 二 用途 かんきつ類、りんご、なし、ぶどう、桃、あんず、梅、ホツプ、なたね、桑、しちとうい又は食用に供されることがない観賞用植物若しくはその球根の害虫の防除

施行令第22条（使用者及び用途）

法第3条の2第3項及び第5項の規定により、モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の使用及び用途を次のように定める。

- 一 使用者 国、地方公共団体、農業協同組合及び農業者の組織する団体であつて都道府県知事の指定を受けたもの
- 二 用途 かんきつ類、りんご、なし、桃又はかきの害虫の防除

施行令第28条（使用者及び用途）

法第3条の2第3項及び第5項の規定により、燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の使用使用者及び用途を次のように定める。

一 使用者

イ 国、地方公共団体、農業協同組合又は日本たばこ産業株式会社

ロ 燻蒸により倉庫内若しくはコンテナ内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者又は営業のために倉庫を有する者であつて、都道府県知事の指定を受けたもの

ハ 船長（船長の職務を行なう者を含む。以下同じ。）又は燻蒸により船倉内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者

二 用途 倉庫内、コンテナ（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格Z1610号（大形コンテナ）に適合するコンテナ又はこれと同等以上の内容積を有する密閉形コンテナに限る。以下同じ。）内又は船倉内におけるねずみ、昆虫等の駆除（前号ロに掲げる者にあつては倉庫内又はコンテナ内、同号ハに掲げる者にあつては船倉内におけるものに限る。）